

平成22年度税制改正要望項目一覧

農林水産省

- D 1 ※金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）〔所得税〕
- B 2 ※商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置〔所得税〕
- B 3 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（農協）〔所得税〕
- B 4 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（漁協）〔所得税〕
- D 5 ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（農協関係）
〔法人税〕
- D 6 ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（漁協関係）
〔法人税〕

2 B 7 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（農協）〔法人税〕

2 B 8 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（森林組合）〔法人税〕

2 B 9 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（漁協）〔法人税〕

E 10 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔所得税、法人税〕

D 11 ※試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度（食品産業及び農薬製造業）
〔所得税、法人税〕

C 12 ※農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度
（7%）の2年延長〔所得税、法人税〕

6 D 13 ※資源再生化設備等の特別償却制度の2年延長（食品循環資源再生利用設備）
〔所得税、法人税〕

D 14 ※過疎地域における事業設備等に係る特別償却制度の対象事業の拡充・3年延長
〔所得税、法人税〕

C 15 ※認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置〔登録免許税〕

1 C 16 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置（農業）〔石油石炭税〕

1 C 17 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置（漁業）〔石油石炭税〕

1 C 18 農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置（農業）〔石油石炭税〕

1 C 19 農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置（漁業）〔石油石炭税〕

一 20 ※森林吸収源対策等推進のための税制度〔地球温暖化対策税（環境税）〕

- A 21 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業
団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の
規定整備〔所得税、国税徴収〕

- 7 E 22 農業経営基盤強化準備金及び農用地を取得した場合の課税の特例措置
〔所得税、法人税〕

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【農林水産省】

- E 1 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設　〔法人住民税、事業税〕

- B 2 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（農協共済）　〔個人住民税〕

- B 3 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（漁協共済）　〔個人住民税〕

- A 4 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の規定の整備　〔個人住民税、（徴収規定）〕

- 5 ※森林吸収源対策推進のための税制度の創設　〔地球温暖化対策税〕

- D 6 ※金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）　〔個人住民税〕

- D 7 ※個別金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ等（農協関係）　〔法人住民税、事業税〕

注）※は複数の府省庁による共管項目である。

- D 8 ※個別金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ等
(漁協関係) [法人住民税、事業税]

- 6 D 9 ※食品リサイクル法に基づく食品循環再生処理設備に係る課税標準の特例措置の延長 [固定資産税]

- 4 D 10 バイオ燃料製造設備に係る課税標準の軽減措置の延長
[固定資産税]

- D 11 ※試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度の延長 (食品産業及び農薬製造業) [法人住民税]

- B 12 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長 (農協関係)
[法人住民税、事業税]

- B 13 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長 (森林組合)
[法人住民税、事業税]

- B 14 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長 (漁協関係)
[法人住民税、事業税]

- 3 D 15 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の延長
[固定資産税]

- 5 D 16 中核的卸売市場に係る課税標準の特例措置の延長
[固定資産税]

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

D 17 ※廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の延長（廃木材破碎・再生処理装置）〔固定資産税〕

D 18 農業振興地域の整備に関する法律による農業委員会のあつせん等により農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕

○ D 19 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（農林水産関連企業関係）〔固定資産税〕

○ D 20 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（畜産関係）〔固定資産税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。 ○は主管省庁による要望項目である。

平成22年度 農林水産省税制改正要望について

平成21年11月 農林水産副大臣 山田正彦

1. 農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長〔石油石炭税〕 P 1
2. 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の3年延長〔法人税等〕 P 3
3. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の2年延長〔固定資産税〕 P 5
4. バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の2年延長〔固定資産税〕 P 7
5. 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置の2年延長〔固定資産税〕 P 9
6. 資源再生化設備等の特別償却制度等の2年延長（食品循環資源再生利用設備）〔所得税、法人税等〕（環境省と共管） P 11
7. 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置〔所得税、法人税〕（戸別所得補償制度モデル対策の交付金の扱い） P 13

※なお、農林水産省関係税制改正要望のうち、中小企業投資促進関係、生命保険控除関係等の他省庁が取りまとめとなっているものについては、上記に含めていません。

1. 農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長〔石油石炭税〕①

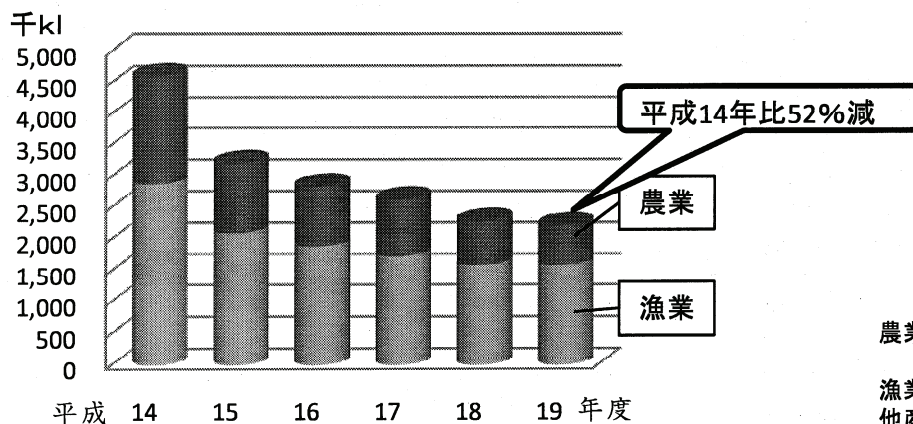
(特例内容)

輸入A重油に係る石油石炭税2,040円/klの免税、国産A重油に係る石油石炭税2,040円/klの還付

合理性

- 農林漁業用A重油の使用量は年々減少しており、二酸化炭素排出量の削減に逆行するものとはなっていない。

A重油税制特例措置の適用数量の推移



- 支出に占める燃料費の割合は他産業と比べて高く、減免の廃止は経営に大きな影響。

支出に占める燃料費の割合

農業	ピーマン(冬春)	32%
	ばら	31%
	マンゴー	44%
漁業	いか釣(沿岸)	38%
他産業	タクシー	7%
	トラック	5%

農業: 平成18年度産品目別統計及び平成6年野菜生産費統計から農業経営費に占める割合を推計。マンゴーについては聞き取り。

漁業: 漁業経営調査報告による

他産業: タクシー、トラックについては自動車運送事業経営指標による。

有効性

- ガソリン価格は落ち着いたがA重油価格は依然として高止まり。

(全漁連京浜地区末端価格)

平成10年 約 30円/リットル
 平成20年 約100円/リットル(過去10年間でピーク)
 平成21年 約 66円/リットル(11月まで)

- 減税額も多いなど利用実績があり有効。

平成19年度(実績) 約49億円
 平成22年度(見込) 約49億円

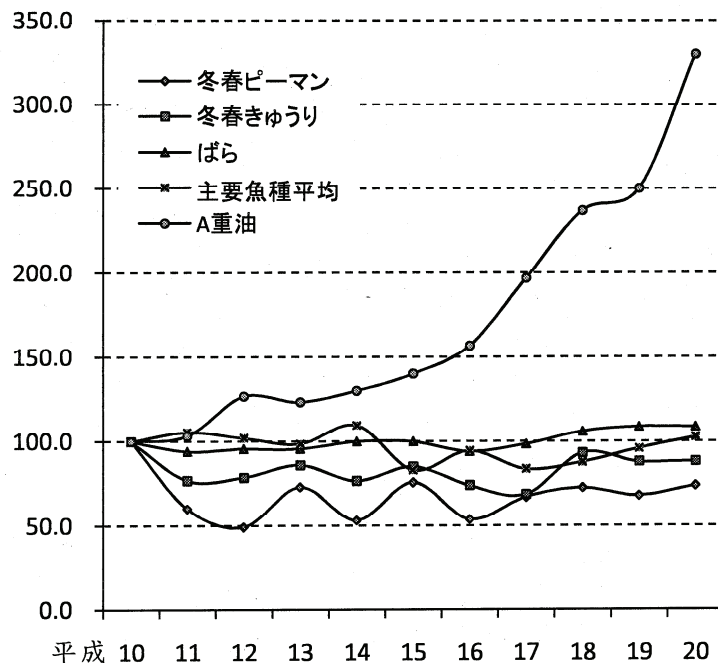
1. 農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長〔石油石炭税〕②

- A重油価格が上昇しても、農産物、水産物の場合価格へのコスト転嫁は困難で経営に直撃。

相当性

農業用A重油と主な農水産物の価格の推移

平成10年の価格を100とした場合の相対値



資料

- ・東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における青果物の産地別入荷数量及び価格」より推計(冬春ピーマン、冬春きゅうり)
- ・農林水産省「花き流通統計調査報告」(ばら)
- ・農林水産省「産地水産物流通統計」(主要魚種平均:まぐろ、びんなが、めばち、きはだ、かつお(以上、生鮮・冷凍)、まいわし、うるめいわし、かたくちいわし、まあじ、むろあじ、さば類、さんま、ほっけ、するめいか(生鮮・冷凍・遠洋)の加重平均。)

- 海外においても、農業、漁業用の燃料に対して免税など特別な配慮。

海外における農林漁業用燃料の特例措置について

韓国	【農業】 ・農業用に使用する機械類36種類を指定し、これら機械類の燃料について免税 ・なお、免税措置の7割が温室の加温ボイラー用燃料に関するもの 【漁業】 ・漁業に使用される重油等の燃料について免税 ・2008年の免税実績は994千KLで減税額約470億円
オランダ	施設園芸の加温用に係るエネルギー税の減免
ベルギー	施設園芸の用途に用いられる燃料に係る税の減免
イタリア	施設園芸、漁業用燃料に係る税の減免
スウェーデン	温室に用いられる燃料に係る税の減税

韓国については在京韓国大使館からの聞き取り、その他の国については「Environmental Performance of Agriculture in OECD Countries Since 1990」(OECD 2008)、「AGR/CA/APM(2004)13/FINAL」(OECD 2005)による

2. 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長〔法人税等〕①

(特例内容)

協同組合の合併の際、資産について時価ではなく帳簿価格のままで引き継ぎができる。

合理性

- 農協、漁協、森林組合には規模の小さいものも多く、合併を進めることは、農林漁家の所得向上や農山漁村の6次産業化の推進を図る上でも重要である。
- 農協、漁協、森林組合の合併は、農林漁業に関するそれぞれの基本法で「国は、団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずる」ものとされており、これを踏まえて推進している。

有効性

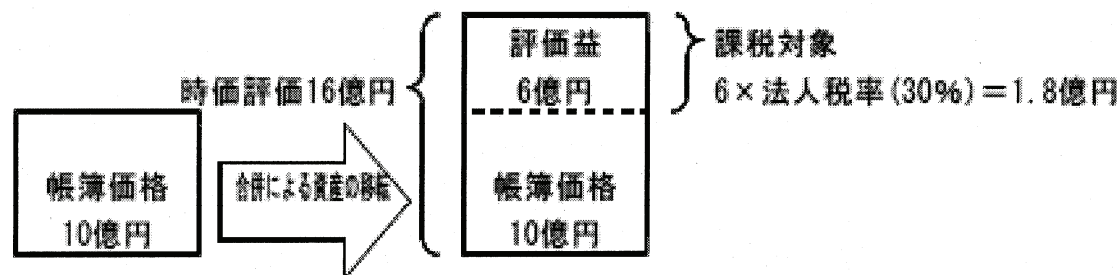
- 本措置を活用して確実に合併が進展している(平成20年度適用実績:約22億円)
- 平成13年度創設以降、各協同組合数は4割程度減少しているが、まだまだ規模の小さい組合が多く、合併が進まないと農林漁家の所得向上や6次産業化に機能を果たせない。

相当性

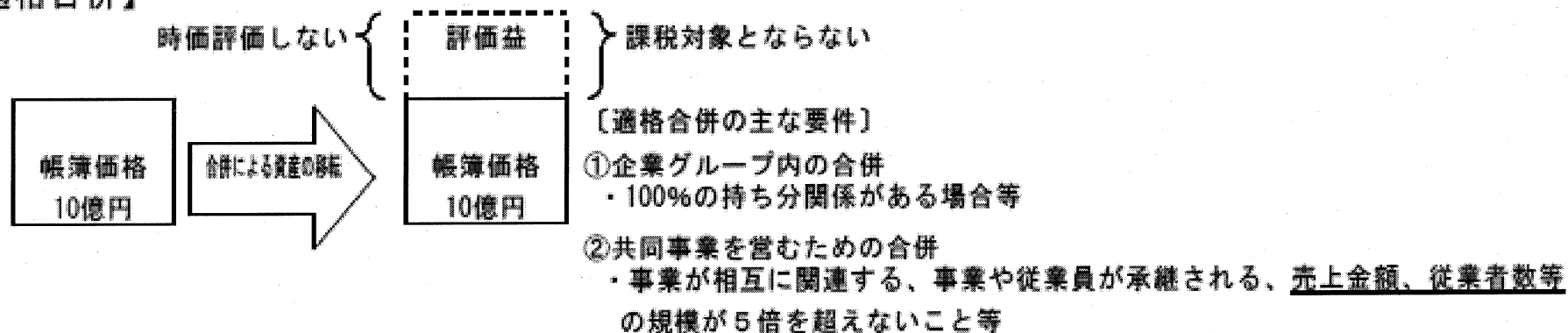
- 本措置は、一般法人の合併についても、グループ内の再編や共同事業を行う合併(適格合併)に認められている措置と同趣旨の内容であり、また課税の繰延べを求めるものであることから、税制措置によることが適正である。

2. 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長〔法人税等〕②

【一般の合併(買収とみなして課税)】



【適格合併】



【農協等の特例】

